

今日から始めよう、「防災対策」!

まずは、日ごろから一人ひとりが防災意識を高め“自分の周りにどのような危険が及ぶのか”を考え被害を少なくするために行動しましょう。

第11回 自然災害で被害に 遭ったときには

1 公的支援制度を確認しよう

支援制度の対象は、自然災害による死亡やけが、税や医療・年金保険料の支払いなど生活の各面に及びます。制度を利用できるかどうかは、被災状況や世帯状況などによって異なりますので、ご注意ください。



詳しくは
こちら

名称など	対象	内容	問い合わせ先	
給付	災害弔慰金	災害で亡くなった人のご遺族	●災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、条例で定める額の弔慰金を支給します。	
	災害障害見舞金	災害で重度の障がいを受けた人	●災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、条例で定める額の見舞金を支給します。	
	被災者生活再建支援制度	災害で住宅が大きな被害を受けた世帯	●住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)、住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)の合計額を支給します。	
貸付	生活福祉資金制度	低所得世帯、障がい者や高齢者世帯	●緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用(緊急小口資金)や、災害を受けたことにより臨時に必要な経費(福祉費)の貸付を行います。	社会福祉協議会 (☎547-9562)
現物支給	住宅の応急修理	災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯	●日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。	※1 こちらの支援制度が適用される場合には、市ホームページにてお知らせいたします。
供与	応急仮設住宅の供与	災害により住宅が滅失し、自らの資力では住宅が確保できない世帯	●簡単な住宅を仮設し供与します。	※1と同じ
特別措置など	地方税の特別措置	災害による被害を受け、一定の要件を満たす人	●被災納税者の地方税について、一部軽減または免除、もしくは徴収が猶予されます。また、災害により申告・納付等を期限までにできない人は、その期限が延長されます。	税制課 (☎537-5673) 市民税課 (☎537-5609) 資産税課 (☎537-5610) 納税課 (☎537-5611) 県税事務所 (☎506-5771)

※所得税などの国税は税務署にお問い合わせください。また、これら以外にも雇用や就業に関する支援などがあります。

罹災証明書の申請方法

◎ 公的支援制度を利用する際に、住家の被害の程度を示す罹災証明書が必要になる場合があります。

被災状況の分かる写真を添えて、申請書を防災危機管理課または支所へ提出してください。申請書は、同課または支所の窓口のほか、市のホームページからもダウンロードできます。



▲市ホームページはこちら

☎ 防災危機管理課 ☎537-5664 ☎533-0252 監修：大分大学 減災・復興デザイン教育研究センター

表紙の
ことば

私たちの生活を一変させた、新型コロナウイルス感染症。まだまだ収束の兆しは見えません。マスク着用・手洗いといった基本的な対策に加え、お互いに思いやる気持ちをもって、この逆境を共に乗り越えましょう。